

○経済産業省告示第八十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、令和五年四月十三日限り、その効力を失う。	附 則 この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。